

**令和3年度第3回**  
**さいたま市福祉有償運送運営協議会**  
**議 事 要 旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：令和3年11月16日（火）10：00～11：05
2. 場 所：ときわ会館3階 第1会議室
3. 出席委員：13名（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
大野 政子	利用者家族
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
永島 淳	保健福祉局福祉部
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
春山 智昭	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
百澤 和宏	保健福祉局長寿応援部介護保険課
山崎 桜子	保健福祉局福祉部障害支援課
山本 宏	社会福祉法人さくら草
4. 欠席委員：2名（敬称略・50音順）

伊藤 太佳博	埼玉県企画財政部交通政策課
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
5. 傍聴人：0人

## 【次第】

### 1 開 会

### 2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

- (1) 特定非営利活動法人 助け合い村
- (2) 特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会
- (3) 特定非営利活動法人 MCKコミュニティ

変更登録（旅客の範囲の拡大）の申請に係る協議について

- (4) 社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会

対価の変更申請に係る協議について

- (5) 特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会

### 3 報 告

- (1) 軽微な事項の変更について

### 4 閉 会

## 【配付資料】

- 令和3年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 令和3年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和3年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 助け合い村）
- 資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会）
- 資料3 更新登録申請書（特定非営利活動法人 MCKコミュニティ）
- 資料4 変更登録に係る申請書（社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会）
- 資料5 対価の変更に係る申請書（特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会）
- 資料6 軽微な事項の変更について
- 参考資料

## 【要旨】

### ●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 助け合い村）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 助け合い村 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

須藤委員 対価の変更をした理由はありますか。

事業者 変更が時間制ということで、1時間あたり0円から950円という生活サポートの方と、福祉有償運送の方で走る場合については30分で700円、以降15分あたり350円という形で行っていたのですけれども、基本的には金額的などころは変わりません。ただ、生活サポートの方でいえば、さいたま市さんの方で30分あたりでの単位での利用とのことなので、今回475円ということで変更させていただいたのと、大きな変更点として運送の対価以外の対価というところで変更をさせていただいております。

須藤委員 距離制はやめるのですか。

事業者 基本の料金としては時間という形でいただいていたので、ご指摘いただいた部分も他の運営協議会であったので、時間制という形で行うように変更いたしました。あと運送の対価以外の対価なのですけれども、介助料金とか添乗料金とか申請させていただいておりますが、これについてはうちの方もあまり例はないのですけれども、事例としてご自宅でスロープを設置して砂利のところを車いすで行かなければいけないことがあって、それには一人では難しいのでその場合うちの方でもう一人連れて行って、車に乗るまでの間の介助を行うとか。また、添乗料金についても、知的障害のお子さんとかで多動の方がいらっしゃるの、一人で運転していると後ろから手が出ちゃうとか、運転手さんに触ってしまうとか、窓を開けちゃうとかあるので、必要であれば保護者の方に説明をして、添乗をさせていただきますようお願いするために、こういった形で申請をさせていただきました。

須藤委員 ありがとうございます。

伊藤(太)委員代理 埼玉県からはお願いといったところなのですけれども、新しく介助料

金、添乗料金を設けられるというところで、しっかり利用者の方々に新しく設定したということが分かるような明示をお願いいたします。あともう一点、これは申請時なのですけれども、車検証の期限がおそらく申請が11月後半になると思うのですが、車検証の期限が切れているであろう車両がありますので、こちら県への提出時には最新のものをお願いいたします。

事業者 分かりました。

伊藤(み)委員 2点ありまして、先ほどの須藤さんのところの追加なのですけれども、介助料金と添乗料金は2人体制になる時だけ頂くというようなイメージでよろしいでしょうか。

事業者 はい。

伊藤(み)委員 もう一つは安全運転管理者のことなのですけれども、道路交通法の施行規則の改正というのが来年行われる予定となっていて、安全運転管理者を配置しているところはアルコール検知器による飲酒の確認をということが義務付けられると報道などで出ていて、これについてアルコール検知器というのは皆さん導入されているのか、導入は結構大変なのかということをごくばらんに実態としてお聞きしたい。

事業者 アルコール検知器については、うちの方で福祉有償の事業をやるときにそういったご指示がありましたので、ずっと使っております。

伊藤(み)委員 劣化して買い替えたりしなければいけないなどありますか。

事業者 マウスピースの部分を運転手によって替えるので、負担はそこだけかなというところですよ。

伊藤(み)委員 ありがとうございます。以上です。

永島会長 事業者様の方から福祉有償運送を実施していく上で、感じていることなどございましたらお願いいたします。

事業者 利用者さんの方に福祉有償運送や生活サポートを提供していて、利用者さんの方からは助かったという声が多くて、うちの方としても継続をしていきたいというところはあるのですけれども、ずっと問題になっているのが運転手の確保でして、知り合いの知り合いに声をかけてという形になっているのですが、うちの方の運転手も高齢化もしてきて、現役世

代の方はどうしても仕事休みの日だけお願いしますといってもなかなか難しいので、基本的にはリタイアされた方を中心に運転手としてお願いしているのですけれども、声をかけても実際に障害を持っている方とか高齢の方とか乗せてやるので怖いという声もあって、なかなか運転手の確保という面では整備がされていなくて常に綱渡りでやっている感じです。年に1人くらい新しい方に声を掛けたらいいよという方がいらっしゃるといってやっているので、運転者の確保に、例えば市の方とか県の方とかで、こういった事業があつて運転者講習を受けてもらえれば運転者としてボランティア活動できますというようなことで、何か取り組みをしていただければ、もしかしたらちょっとは運転者の確保の問題が解決するかなと思います。

○特定非営利活動法人 助け合い村 退室

○特定非営利活動法人 助け合い村の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 事業者様の方から福祉有償運送を実施していく上で、感じていることなどございましたらお願いいたします。

事業者 私も運転者をしていまして日々感じることですけれども、高齢者が地域で自分らしく生きていこうと思った時に、移動の手段というのはとても大事で、私たちがこの事業を始める時も、最初は孤立している女性たちや男性たち、高齢者をなくしていきたいという思いでコミュニティカフェを始めたので、その中で参加されてくる高齢者から、病院に行くのが大変とか様々な移動手段についての要望が出されてくる中で、何か手立てはないだろうかと思った時にこの福祉有償運送があるということを知って、それで事業を立ち上げたというのが経緯です。それなので、移動って本当に大事だなと。それがないと家の中に閉じこもってしまいかねないということもあるし、通院も控えてしまうということもあるのかな

と。コロナで利用者さんがかなり減った時期がありまして、やはり通院を控えてしまったのだと思うのですが、その後体調がよくない、歩行が難しくなったりとか、筋力の衰えというのは、特に高齢者の場合はちょっとの間でも本当に低下します。そういう意味では定期的きちんと対応していくことの大事さみたいなものを日々実感しながら活動しております。

伊藤(み)委員 運転者の方が4名ということなのですが、利用者の方はたくさんいらっしゃって、これは手は足りているのかいないのか、例えばお断りするようなことがあるのか、それから自分の記憶でははっきりしないのですが、前回の登録の時よりももしかすると運転者の方が減っているかなとかというあたりも気になるので、運転者の方が足りているかどうかの話をお願いします。

事業者 運転者の4人は、発足の時からメンバーの入れ替わりは一部ありましたが、変わっていません。お断りするような事態は今のところありません。利用者さんの名簿はたくさんありますけれども、月に一度くらいしか使わないとか、2、3か月くらい空いてから使うとか、そういう方も含めた名簿なので、名簿はそれなりにありますけれどもいつもいつも使われているというわけではないので、稀にみんな重なってしまうということはありませんけれども、通常はお断りすることはありません。

○特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会 退室

○特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 MCKコミュニティ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 MCKコミュニティ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 事業者様の方から福祉有償運送を実施していく上で、感じていることなどございましたらお願いいたします。

事業者 コロナ禍になり外出をする方がすごく減っているので、福祉有償の実績自体も今は減っていますが、うちは法人ができて12、3年なのですけ

れども、ご家族が運転をしてお出かけをしていたというおうちのご両親が80を過ぎて免許の返戻とかをして、よりその出かける手段の足として必要とされるご家庭が増えたなというのが、うちの法人では最近あるかなと。

伊藤(太)委員代理 参考までにお伺いします。ドライバーの方々で一番ご年齢が若い方は何歳の方になりますか。

事業者 26か7です。

伊藤(太)委員代理 車両の保険証券を見ておまして、車両によって補償の対象となる年齢が異なっておりましたので、そこについては大丈夫かとは思うのですが、対象外の方がご乗車などされないように十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

事業者 今3台あるのですけれども、年齢で分けております。乗れる車、乗れない車を。

伊藤(太)委員代理 ありがとうございます。

伊藤(み)委員 運送しようとする旅客の範囲というところが、イとハで身体障害と知的障害の方になっているのですけれども、それ以外の方々について、福祉サービスの利用者の方の中に混じっていると、今はないけど増えそうとか、状況としてそういったことはありそうでしょうか。

事業者 いまのところはないと思います。

伊藤(み)委員 トのところも手帳をもっていないけれども精神とか知的の方はトに入りますけれども、今のところイとハしかいないということですね。

事業者 うちの福祉有償を利用される方は、会員さんといううちのヘルパー派遣を使っている方の中でのということなので、精神の方にヘルパー派遣をする予定が今のところないのでないと思います。

伊藤(み)委員 知的の方も皆さん、車いす仕様の車に乗るのですね。

事業者 乗ってもらっています。

伊藤(み)委員 セダンでも大丈夫な利用者さんもいるけれども。

事業者 そうですね。ラクティスは座席に戻るなので、座席に戻してですね。

○特定非営利活動法人 MCKコミュニティ 退室

○特定非営利活動法人 MCKコミュニティの申請について、全会一致で合意

●変更登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会）

○事務局より、変更登録（旅客の範囲の拡大）申請の概要説明

伊藤(み)委員 旅客の範囲が追加になる時は、利用したいなとか、この人は利用が必要だという人が現れて、この協議会で諮って、登録の申請をするというまでの間、ずっとお待ちいただくというようになっているのでしょうか。

事務局 現行のルールとしては、協議が通らないとそれは認められないのかなと考えております。

伊藤(み)委員 そういう状況が各地で起こっているので、確認したいと思いました。これについて国土交通省さんの方で、予めこういうことが予想される場合は協議会の方でこの協議を省略するというかですね、こういうことがある場合には変更登録申請していただいてよいみたいな合意がここで取れば、協議会が開かれるまで待たなくてもよいというようになっているかなと思うのですが。

須藤委員 本省から公式にそういった通知は来てはいないのですけれども、更新の時とかに増える見込みがある場合は、現時点でいなくても追加してもよいというのはあります。

伊藤(み)委員 更新が来ない限りはできないということになりますか。

須藤委員 現時点での施行規則ですとそうなりますね。もちろんそれが不具合が生じているというのは本省も重々承知していて、今後改正するかもしれないということで聞いております。

伊藤(み)委員 現状は更新登録の手続きがない限りは変更登録の申請をしなければいけないので、協議会を待つということになるのですね。

永島会長 予定が12月1日となっていますけれども、事業者の方もそのつもりでいるわけですね。

事務局 協議会が11月のこのタイミングで行われることとお話すると、12月1日くらいなのかなという感じでした。

伊藤(み)委員 ちなみに、この後の流れはどのくらいかかるものなのでしょうか。

須藤委員 ここで協議が調いましたら、変更登録の申請を埼玉県さんの方にご申請いただくので、その処理期間ですかね。



伊藤(太)委員代理 届き次第迅速に、2週間以内には対応できるようには。

永島会長 今日16日で、この後事務局で結果を出して県に上げると、12月1日に間に合うかどうかといったところですかね。

○社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会の申請について、全会一致で合意

●対価の変更申請に係る協議について（特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会）

○事務局より、対価の変更申請の概要説明

須藤委員 複数乗車は最大でも2人ということですね。

事務局 そうですね、前回第2回は書面会議だったのですけれども、こちらはご夫婦の方とお伺いしております、この方々の場合2名ということでそれ以外の方はいらっしゃらないとなっておりますので、最大でも2名となっております。

須藤委員 3人になった時点で半額を超えてしまうので。

事務局 そうですね。

須藤委員 倍額になってしまうのでお客さんへの周知とかは。

事務局 始めたばかりということもありまして、試行錯誤ということで利用者の方にもご理解いただきつつ、説明の方を進めていると伺っております。

○特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 の申請について、全会一致で合意

●軽微な事項の変更について

○事務局より、概要を資料6に基づき説明

以上